

18日に特設行政相談所開設 困りごとやご意見はありませんか

毎日の暮らしの中で、国や地方公共団体が行っている仕事などについて、困っていること、納得できないこと、意見をお持ちの方は、次のとおり特設行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

●日 時

10月18日（水）

午後1時30分から午後3時30分まで

●場 所

鹿部中央公民館

●行政相談員

川村 利美（TEL：7-3337）

●相談内容

年金、高齢者保健福祉、道路、登記、消費者保護、雇用保険、役場の窓口サービスなど

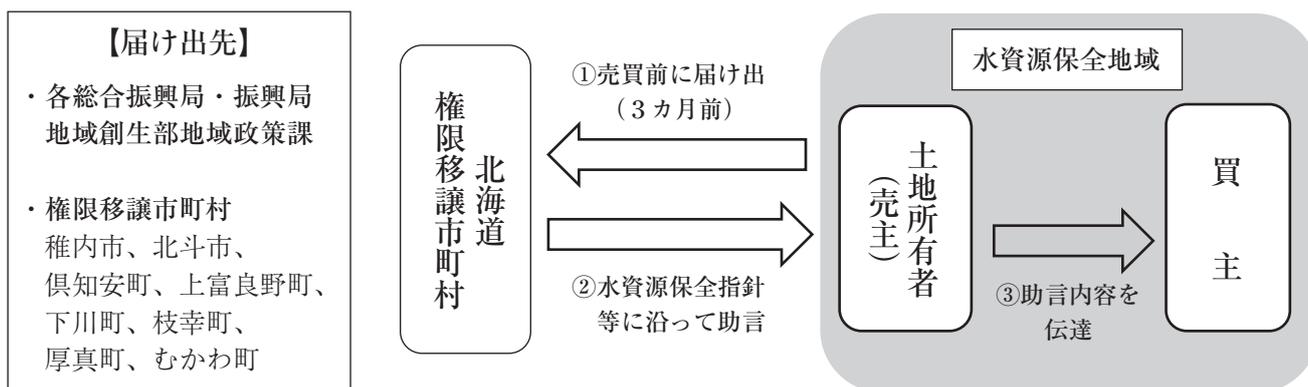
※行政以外（民事）の相談も受け付けますので、お困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。

なお、特設行政相談所以外でも、行政相談はいつでも受け付けていますので、ご相談の際は行政相談委員までご連絡ください。

▼お問い合わせは、役場総務・防災課総務係（7-2111）へ。

水資源保全地域区域内の土地取引行為 届け出は契約締結の3カ月前まで

この条例は、水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるように、道民の総意として制定したものです。水資源保全地域に指定された区域内で土地取引行為を行う場合、土地の権利者は、契約締結の3カ月前までに知事へ届け出が必要となります。



届け出先は、土地の所在する北海道総合振興局・振興局または道の事務の権限移譲市町村（上記8市町）です。

また、指定地域は、地域を管轄する道総合振興局・振興局または北海道のホームページで確認できます。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen.html>



▼お問い合わせは、北海道総合政策部計画局土地水対策課水資源保全係（011-204-5178）へ。